

再開 11:20

委員会を再開いたします。

次に、「議案第95号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第95号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

補正予算書の151ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2037万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9842万7千円とするものでございます。後期高齢者医療制度につきましては制度発足前に、20年度における経過措置として、社会保険などの被用者保険の被扶養者に対しては、4月から9月まで保険料は免除、10月から3月までは9割軽減すること。制度発足後に均等割が7割軽減される方について、一律8.5割軽減すること。所得割を負担する方のうち、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、所得割額を50%軽減することが実施され、被保険者の方々の保険料が軽減されておりますが、本特別会計予算には反映されておられません。

156ページをお願いします。歳出の2款・後期高齢者医療広域連合納付金、1項・後期高齢者医療広域連合納付金、1目・後期高齢者医療広域連合納付金の1億1890万円の減及び、154ページをお願いします、歳入の1款・後期高齢者医療保険料、1項・後期高齢者医療保険料の1億3567万9千円の減は、先ほどご説明しました保険料の減額措置によるものであります。なお、保険料のうち、特別徴収が減額で普通徴収が増額となっておりますことにつきましては、特別徴収の対象の方で保険料が減額となった場合には、社会保険庁におきまして特別徴収額の変更ができないため、特別徴収を取りやめ普通徴収としたことによるものです。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○ 楡井委員

保険料の徴収と言いますか、収納状況についてなんですけど、対象被保険者数ですね。それも中身を、特別徴収と普通徴収がそれぞれ何人おられて、それぞれの徴収率がどうなっているのなかということをお聞きしたいと思います。その中で、今は普通徴収の方が増えているというような、増額補正というふうに言われましたけど、19年決算の時には、この普通徴収の方々の徴収率が低かったというふうに今思います。この人達が、1年間を過ぎた時に保険証の発行が停止されるというようなことにもなりかねませんので、その数字を現時点で明らかにしておきたいというふうに考えまして、普通徴収のうちの未納者数、更には金額ですね、これが増加傾向にあるのかということも含めてお示し願いたいと思います。税の徴収については、とりあえずその2点と言いますかね、中身はいくつかありましたけど、よろしく願いいたします。

○ 健康増進課長

収納状況につきまして、10月の納期分まででお答えさせていただきます。後期高齢者の被保険者1万6,462人のうち特別徴収の方、1万1,694人、率にして71%、普通徴収の方、4,768人、率にして29%となっております。そのうち、特別徴収の方は全額収納になりますけど、普通徴収の未納者は565人で、調定金額1億6,897万8千円に対しまして、滞納額1,046万円となっております。滞納率は、6.2%となっております。

○ 楡井委員

この徴収の状況ですけども、未納者が565人というふうに言われましたが、去年の4月から

始まって10月までの間の数字じゃないかと思うんですよね。それで、この565人というのが、11月、12月という状況の中では、まだ納期が来ていないから分からないというようなふうに理解していいんですかね。

○ 健康増進課長

この制度自体、始まりましたのが今年からでございます。普通徴収が始まったのが、8月が最初の納期でございます。従いまして、今から納期が来ますたびに、滞納の方は出てくると思います。ただ、あと滞納に出来るだけならないように、催告等も実施していきたいと考えております。

○ 楡井委員

その保険料が大幅に減の内容は、さっきちょっと説明があったように思いますけど、そのことと、それから広域連合への納付金が大きく減っている状況があります。このことについて、この2点をご説明願いたいと思います。

○ 健康増進課長

保険料の大幅な減の理由ということでございますが、これにつきましては、補足説明で申し上げましたけど、先ず20年度におきます経過措置として、社会保険料などの被保険者、被扶養者に対しましては、4月から6月まで保険料は免除、10月から3月までは9割軽減とすることということが決定されております。この方々で対象となる人数は、2,226人ほどおられます。また、制度発足後に均等割7割軽減される方について、一律8.5割軽減すること、1.5割軽減が増えております。この対象の方が、6,224人おられます。それと、所得割を負担される方のうち、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、所得割額を50%軽減すると、この対象の方が1,385人おられます。こういったことから、保険料の収納が大幅に減少いたしております。広域連合への納付金の減額の理由につきましては、理由は同じでございます。収めた分、広域連合に納付いたしますので、理由としては同じ理由です。

○ 楡井委員

最後に1点だけですが、565人の現在未納者がおられて、この方たちが資格証明証を発行される対象になるんじゃないかというふうに思うんですね。これで、資格証明証についての担当課なり市としての考え方について、どんなふうに思っておられるのかお願いしたい。

○ 健康増進課長

後期高齢者医療制度の保険者は広域連合でございますので、その内容につきまして市は決定するものではございません。それで、広域連合からの通知によりますと、政府与党が6月12日に取りまとめました高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減について、こういった中で資格証明証の運用にあたっては、相当な収入があるにも関わらず、保険料を納めない悪質なものに限って適用するとされておまして、この取扱いに関し、厚生労働省は広域連合ごとに投資的な運用基準を設けるよう求めております。これを受けまして、今後の納付状況や、他の都道府県広域連合の検討状況などを参考にして、本年度内を目処に短期の被保険者証の取扱いも含めて基準を設けたいというようなことでもございました。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

若干は本会議で討論するまでには、整理もしたいというふうに思います。この場では、反対の態度表明だけにさせていただきます。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 平成20年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第98号 平成20年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明をいたします。

補正予算書179ページをお願いします。飯塚市介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホーム筑穂桜の園の運営にかかる予算であります。第1条において、歳入歳出それぞれ1,056万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,885万9千円とするものです。182ページをお願いします。補正予算の内容につきましては、事項別明細書の歳出から説明をいたします。2款・基金積立金、1項・基金積立金、1目・特別養護老人ホーム運営基金積立金の25節・積立金で、特別養護老人ホーム運営基金へ前年度繰越金相当額1045万1千円を、同基金の預金利子相当額15万5千円を増額、基金運用収入相当額3万9千円の減額、合計1056万7千円を増額し、運営基金への積み立てを2202万5千円としようとするものであります。

次に、歳入について説明をいたします。同じく182ページで、2款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金におきまして当初予算額千円に対し1045万1千円を増額し前年度繰越金を1045万2千円としようとするものです。続いて、3款・財産収入、1項・財産運用収入、1目・利子及び配当金は当初予算7万5千円に対し15万5千円を増額し23万円に。同項2目基金運用収入は3万9千円を減額し73万8千円にしようとするものです。以上、簡単であります但し補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

今まで、何度かこの問題ではお聞きしてきたことですが、基金積立が1,056万7千円というふうにあります。これまで説明は受けてきましたが、この積立の目的については、変わらないということでしょうか、ご答弁願いたいと思います。

○ 高齢者支援課長

運営基金の設置目的に基づき、筑穂桜の園の将来の円滑な運営と施設整備等に充てるためのもので、目的は変わっておりません。

○ 楡井委員

この1,056万円を積み立てると、いくらになりますでしょうか。

○ 高齢者支援課長

9,870万余になります。

○ 楡井委員

約1億円に近い積立金ということになるわけです。今、言われましたように、この将来の円滑な運営だとか施設の整備に充てるというふうに言われたわけですが、公共施設のあり方検討委員会ですか、ここの第1次素案では27年度には、桜の園は民間に移譲するということになっているんじゃないかと思うんですけど、そういう理解でいいですか。

○ 高齢者支援課長

そのとおりであります。

○ 楡井委員

その場合、この約1億円に近い基金、これはどういうふうに取り扱われるんですか。

○ 高齢者支援課長

現時点では、何も決定はいたしておりません。

○ 楡井委員

第1次素案のとおりに行われたとしても、27年度ですからもまだ7年ほど時間はあるわけですが、この基金の積立金1億円の原資というのは、入居者の負担金や介護保険料のほずであります。従って、将来仮にこれが民間に移譲するというふうになった場合は、この基金は当然廃止されるわけでしょうけど、その際に一般会計に繰入れるというようなことは考えておられないでしょうね。

○ 高齢者支援課長

現時点では、そういうことは検討しておりません。

○ 楡井委員

これは、利用者の方たち、またその家族の方たちに是非何らかの方法で還元をするように対策をたてていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

現在は、先ほどお聞きしたような状況で、この桜の園もいずれ民間へということになるんでしょうか。その際のこの基金の取扱いについても、慎重に検討もしていただかなければならんというふうに思います。そういうことで、使い方の方について、はっきりするまで監視が必要だと思いますので、この補正予算については反対ということで態度表明をさせていただきたいと思います。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。